

理 由

公益法人に係る改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録の事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度へと改める等所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。